

News Release

令和4年2月14日

---

**舞鶴市国民健康保険運営協議会からの答申について**

---

舞鶴市国民健康保険運営協議会に対し、2月10日、多々見市長より諮問いたしました事項について、同協議会において審議の結果、本日、別紙のとおり同協議会会長から答申がありましたのでお知らせします。

---

**【お問い合わせ先】**

保険医療課：☎0773-66-1003（内線2160）、FAX0773-62-7957  
E - M a i l : [hoken-iryuu@city.maizuru.lg.jp](mailto:hoken-iryuu@city.maizuru.lg.jp)



答 申 書

舞鶴市国民健康保険運営協議会

令和4年2月14日

舞鶴市長 多々見 良三 様

舞鶴市国民健康保険運営協議会

会 長 森 松 男



答 申 書

令和4年2月10日付け舞福保第99号により諮問のありました事項について、本協議会において慎重審議をしました結果、下記のとおり答申します。

記

諮問事項1の保険料賦課限度額の見直しについては、中間所得者層の負担緩和に資することから適当と認める。

諮問事項2の未就学児の均等割額の5割減額については、少子化対策・子育て支援に資することから適当と認める。

諮問事項3の令和4年度1人当たり保険料のうち、医療分と介護分は本来いただくべき保険料に引上げる必要があるが、基金の活用により引上げを抑制及び据え置くことにより、支援分の引下げと併せ医療分と支援分及び介護分も含めた保険料全体で前年度と同額とすることは、被保険者の負担軽減を図るものであり適当と認める。

国民健康保険を取り巻く状況が厳しい中、市として制度の安定化を進めるために、保険料の更なる収納確保と、被保険者の健康の保持増進や医療費適正化に取り組まれるよう要望する。